第1章 総則

目的(第1条)

市の魅力ある自然、歴史、文化、産業などの特性をいかした活力とにぎわいのあるまち、安心して住み続けることのできるまちを実現することを目的としています。

定義(第2条)

「市民」 市内に住んでいる方や在勤、在学の方、市内で事業を営む方、市内に土地又は建築物を所有する方などを定義しています。

「事業者」 開発事業を行おうとする事業者や開発事業を行う事業者などを定義しています。

まちづくりの基本理念(第3条)

平塚市のまちづくりは、 市民、事業者、市が相互の責任と信頼のもとに、協働して行わなければならない。 市民全体の幸福を実現し、次世代へと継承していくため、総合的・計画的に行わなければならない。 公共の福祉を優先するとともに、人と自然との共生を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとなるように行わなければならない。

責務(第4条~第6条)

市民・事業者・市が果たすべき責務を定めています。

第2章 まちづくり基本計画(第7条~第8条)

平塚市都市マスタープラン 平塚市緑の基本計画 平塚市景観計画



まちづくりに関し市長が必要と認めた計画



第3章 市民主体のまちづくり

・地区まちづくり協議会の設立(第9条~第10条)

地区まちづくり協議会の設立・認定要件や、設立に至るまでの準備会等の登録に関する規定を定めています。

- ・地区まちづくり計画の策定・認定など(第11条~第13条) まちづくり協議会が計画を策定し、その計画を具現化するための一連の 仕組を定めています。
- ・都市計画の提案や地区計画などの申し出制度に関する手続 (第14条~第20条)

都市計画法で定められている「都市計画提案制度」や「地区計画等の申 し出制度」の活用を図るため、提案の方法や採否を決定するまでの手続や 仕組を定めています。

第4章 市が発意するまちづくり

・市が発意するまちづくり計画(第21条)

市がまちづくり計画や公共施設の整備計画等を策定する際、構想段階から市民参加を求める規定を定めています。

・市が決定する都市計画への市民参加(第22条~第23条)

法が定める都市計画決定手続に、都市計画の原案、案の作成手続、決定 手続を定めています。

第5章 協議・調整のまちづくり

・大規模土地取引行為の届け出(第24条)

用途変更が伴う大規模な土地取引行為に際し、土地所有者の届出制度を 設け、まちづくり基本計画に整合した土地利用等に協議・誘導する仕組を 定めています。

・開発事業の手続き (第25条~第47条)

住民への情報公開や協議・調整の手続、開発事業への適合審査、市が事業者に対し承認書を交付すること等に関する一連の手続や仕組を定めています。

・開発事業の基準など(第48条~第55条)

道路、下水道、公園等の公共施設の整備基準やごみステーション、駐車 場等の公益的施設の整備基準を定めています。

・開発事業にかかる紛争の予防・調整(第56条~第60条)

開発事業にかかる周辺住民と事業者との紛争を未然に防ぐ努力を事業者に義務付けるとともに、紛争が発生した場合のあっせんや調停制度について定めています。

第6章 まちづくりの支援等

・まちづくりの支援(第61条)

市民の主体的なまちづくりに 対して情報提供や相談、専門家 の派遣等支援策を定めていま す。

・表彰 (第62条)

まちづくりに貢献した市民や 事業者等を表彰することを定め ています。

第7章 雑則

- ・適用除外(第63条)
- ・地位の承継 (第64条)
- ・工事の停止、中止の勧告 (第65条)
- ・是正命令(第66条)
- ・立入検査(第67条)
- ・公表(第68条)
- ・委任(第69条)

第8章 罰則

- ・罰則(第70条)
- ・両罰規定(第71条)

附則

- ・施行期日
- ・経過措置